

生活排水処理に関するアンケート意向調査結果

平成28年4月

阿波市環境衛生課

生活排水処理に関するアンケート意向調査結果について

○実施期間：平成27年12月18日～平成28年1月29日

○調査対象：3,000戸。市内の単独槽及び汲み取り槽設置者宅（吉野町農業集落排水供用開始区域以外にお住まいの方の中から各地区の人口等を考慮して無作為による抽出）に調査票を配布し、1,011票（回収率33.7%）の回答をいただきました。統計学的には、必要サンプル数613票以上あるため、要求精度5%、信頼率99%と高い数値となっています。

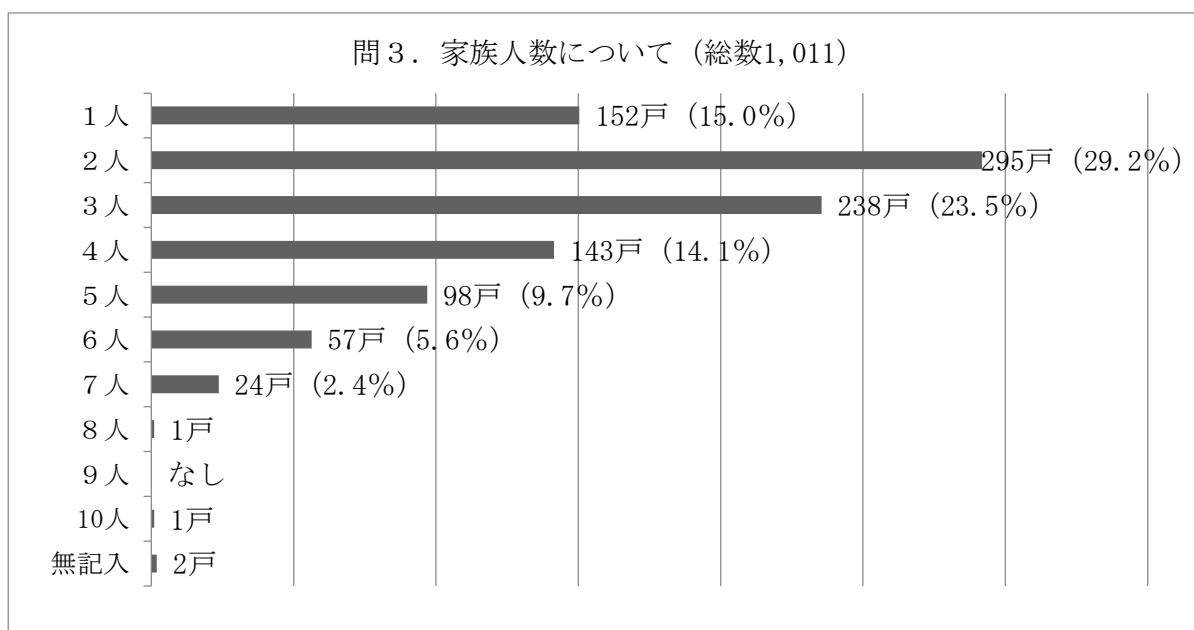
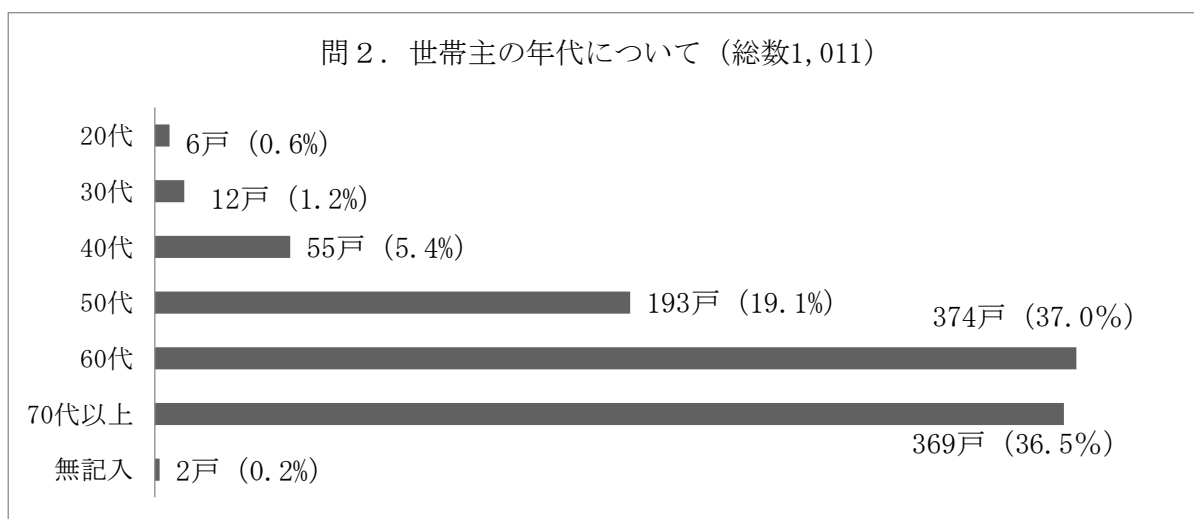
問1. お住まいの地区について（総数1,011） *小字表記は省略させていただきます。

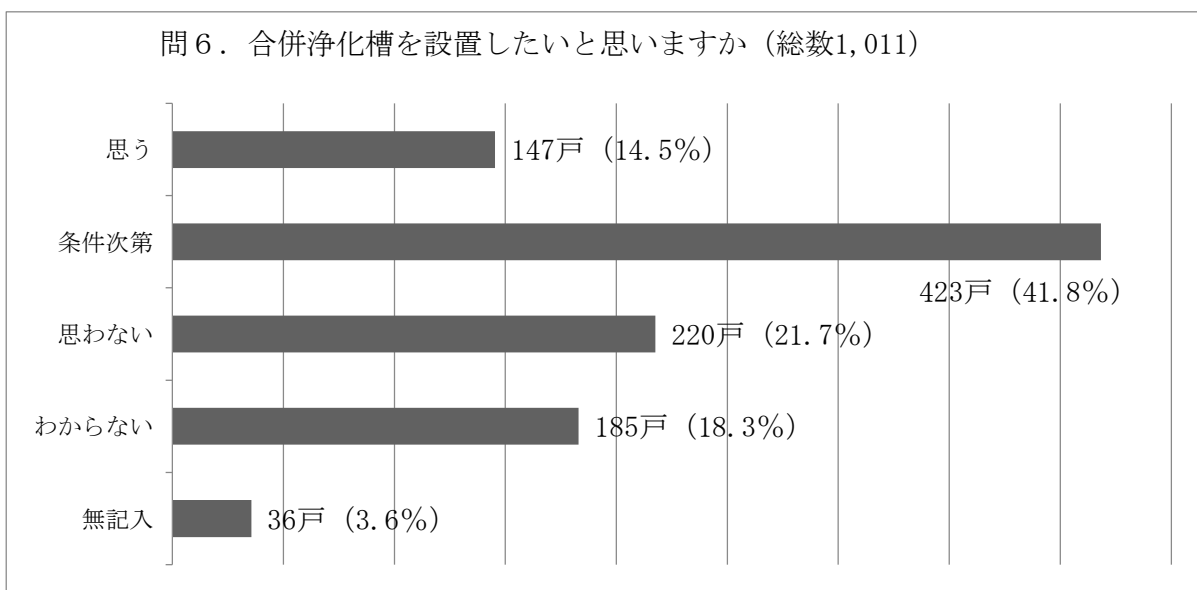
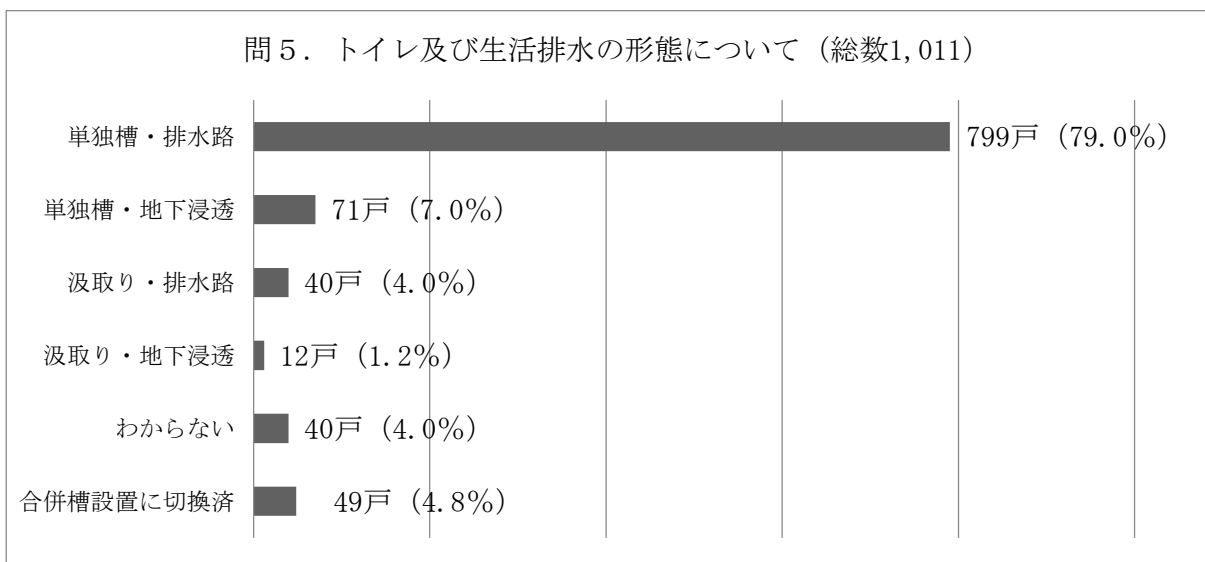
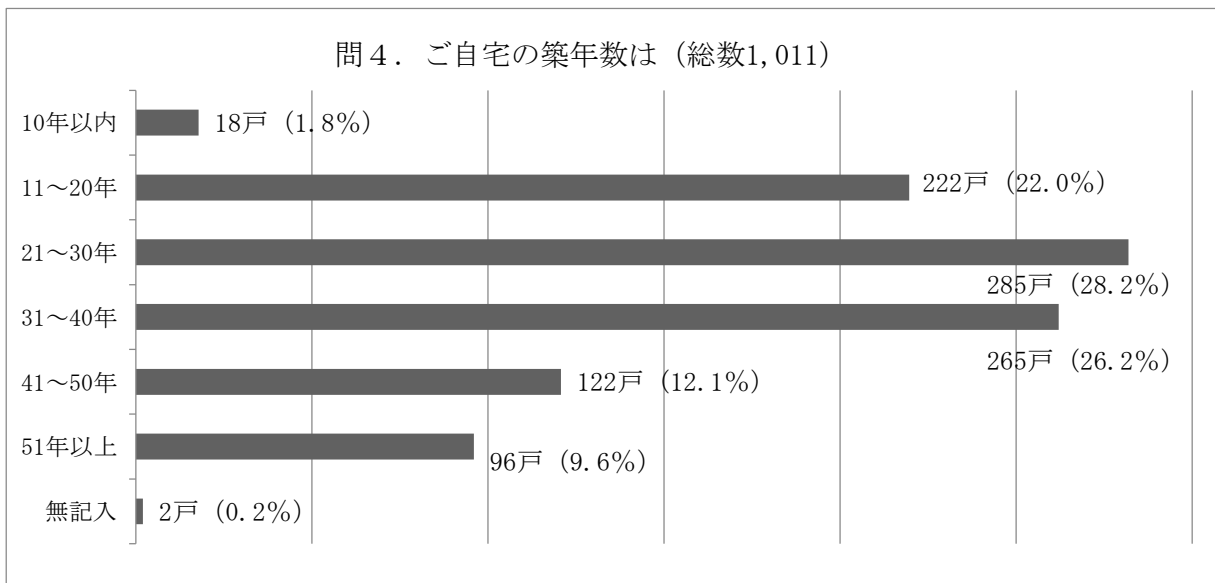
阿波町：393票

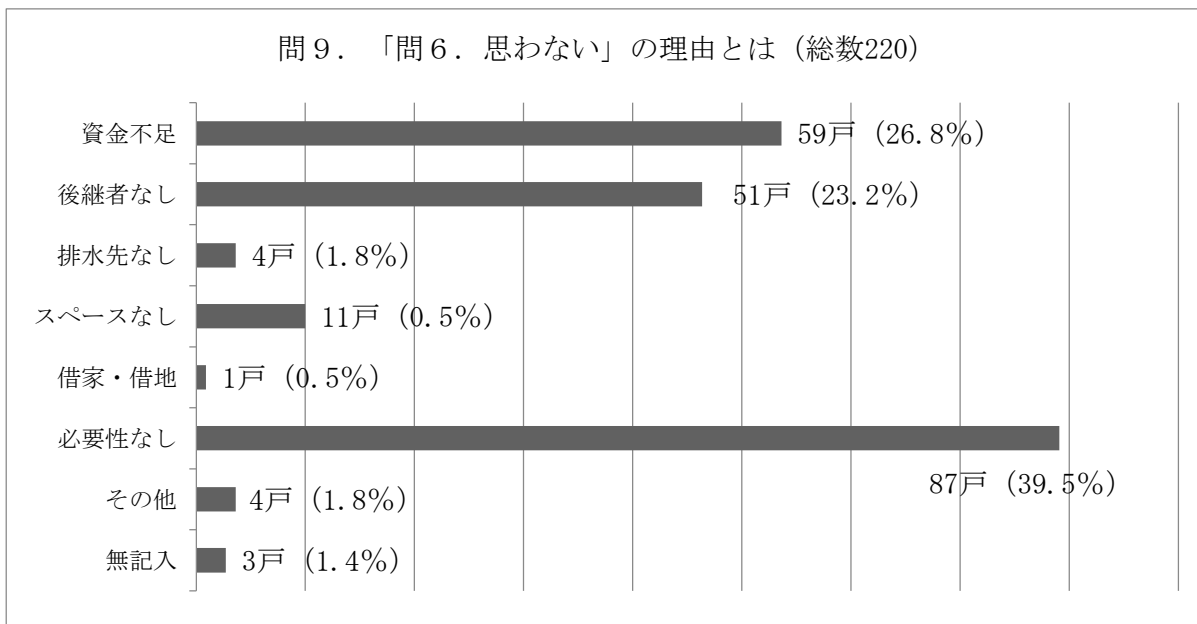
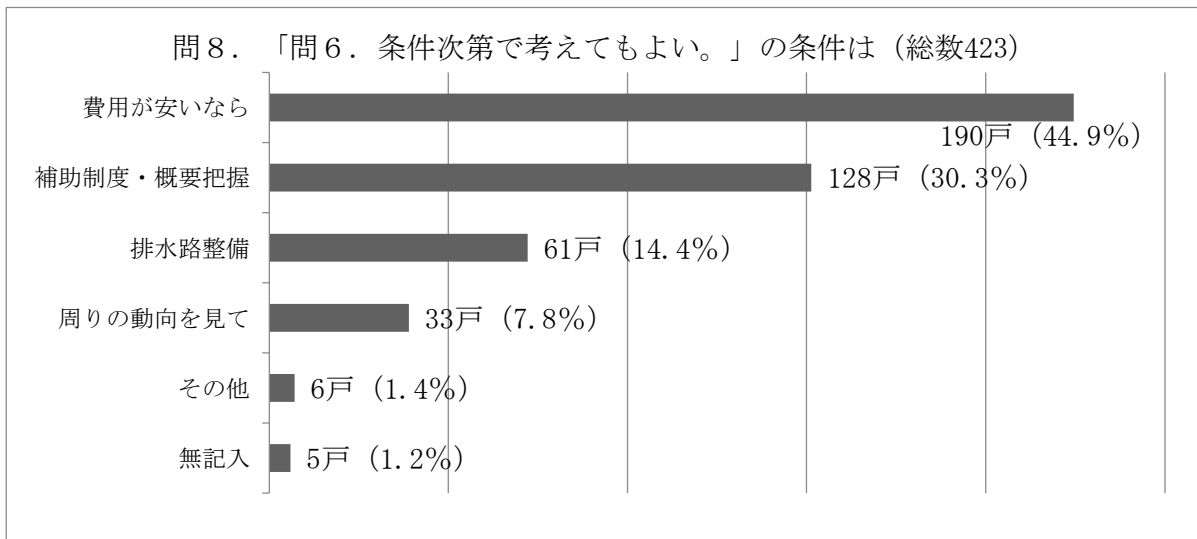
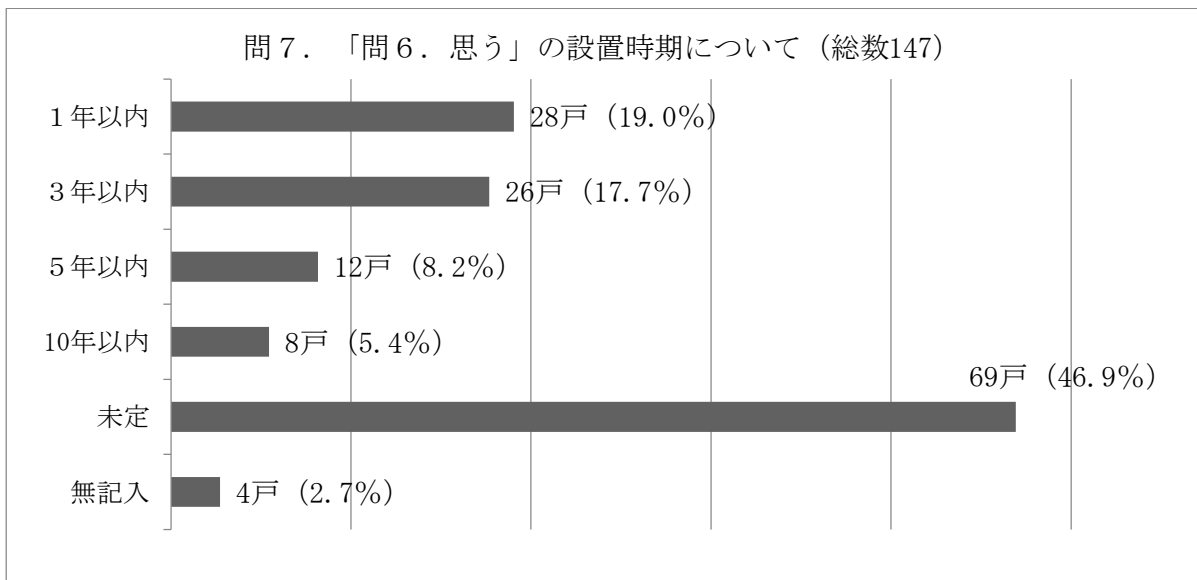
市場町：306票

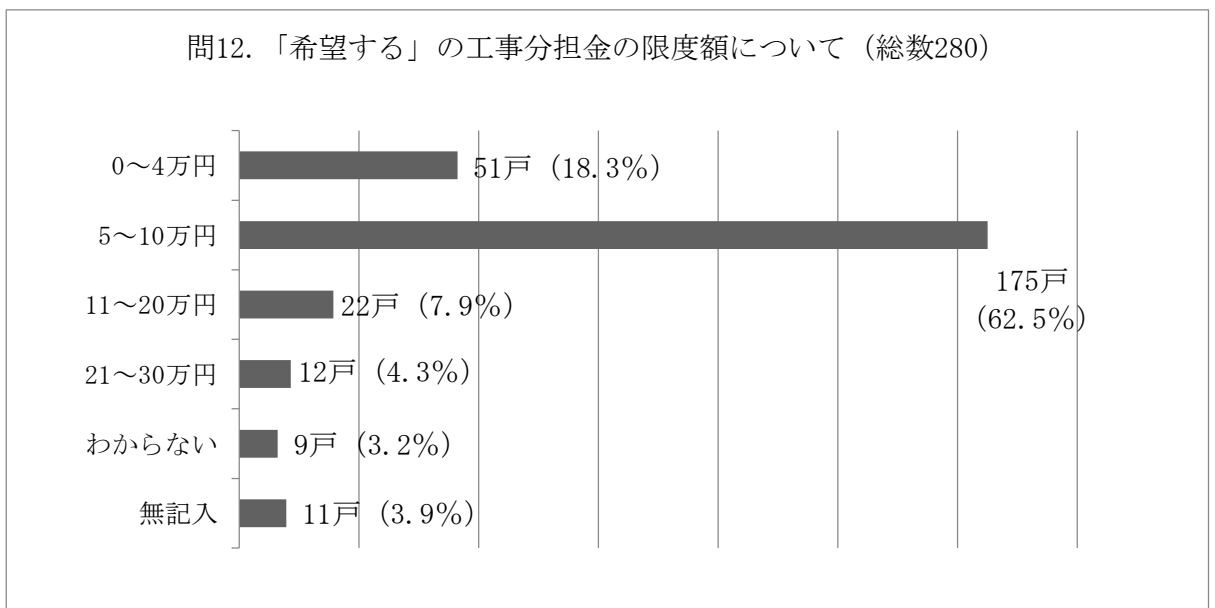
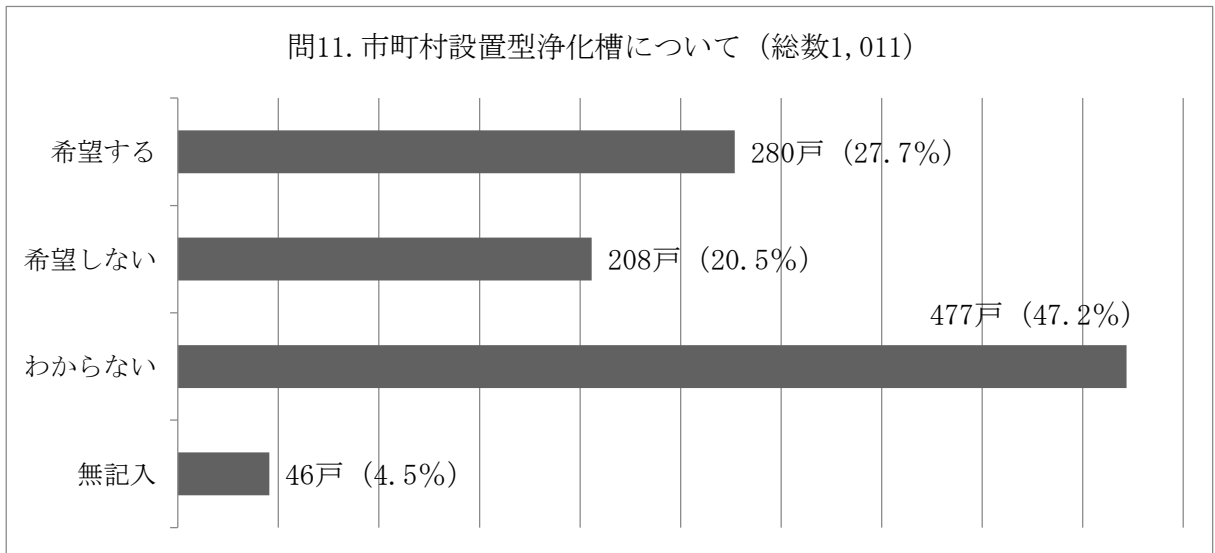
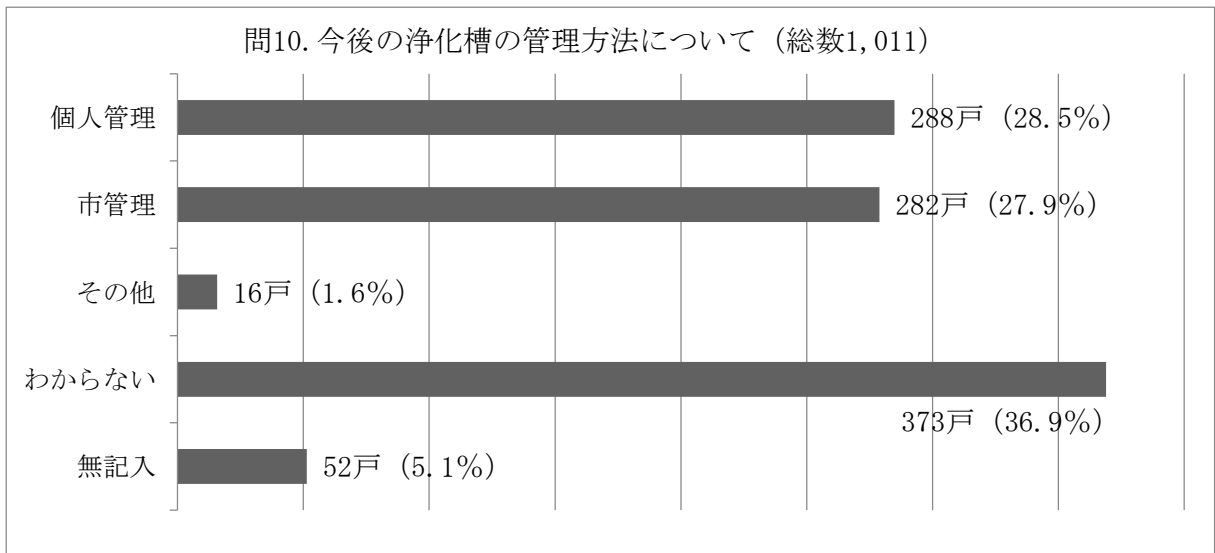
土成町：198票

吉野町：114票









今回、アンケート調査の自由記入欄には「合併処理浄化槽ではなく、下水道による整備をしてほしい。」という意見を寄せられています。ただ、下水道のように長期にわたって建設時の起債（借金）を償還する仕組みは、将来的に人口増加することを前提につくられてきたと思われます。阿波市では家屋が点在していることや人口減少等を総合的に判断しまして、現行の吉野町の農業集落排水認可区域を除き、合併処理浄化槽で整備することを決定しました。

●個人設置型による合併処理浄化槽設置補助金について、お知らせします。浄化槽の人槽区分は、使用する家族人数によるものではなく、お家の延べ床面積により決定します。（下表参照）

なお、合併処理浄化槽は地震災害等にも強く、設置に至るまでの期間も約1～2週間で設置が可能となります。

（単位：円）

	5人槽	7人槽	10人槽	備考
①家の延べ床面積	130㎡未満	130㎡以上	二世帯住宅	
②国の基準額	837,000	1,043,000	1,370,000	
③転換補助金	332,000	414,000	548,000	
④既設槽撤去費補助金	100,000	100,000	100,000	転換工事のみ
⑤新設補助金	60,000	60,000	60,000	一律

「合併処理浄化槽設置するにあたり、はたして工事費用がどの程度になるのか。」というのが一番の関心事であると思われます。ここで示す②国の基準額とは、環境省が浄化槽本体の設置費用について示したものであり、あくまで工事費用を積算する際の目安としてお考えください。（屋内の配管接続費等は含まれていません。）設置を検討される場合、一度、お近くの浄化槽設置業者に相談する又は浄化槽工事業者の数社に見積書を提出してもらい、その中から判断するのも一つの方法であります。

阿波市では、平成27年度より、転換工事（単独槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽へ切り替える）には、従来の補助金に既設槽撤去費補助として10万円を上乗せしています。

「個人設置型」と「市町村設置型」のどちらが得か

トータルコストで考えますと、若干「市町村設置型」の方が個人負担は軽減されることとなりますが、従来の「個人設置型」と比べて大きく変わることはありません。

●今後、阿波市が検討していく市町村設置型浄化槽整備事業について、アンケート集計結果では、以下のとおりです。

- ・希望する 280票 (27.7%)
- ・希望しない 208票 (20.5%)
- ・わからない 477票 (47.2%)
- ・無記入 46票 (4.5%)

市町村設置型浄化槽整備事業について、ご意見をお聞きしましたが、市の説明が不十分であったこともあり、一番多い回答は「わからない」が約半数近く占めています。合併処理浄化槽設置するにしても費用負担を伴います。市町村設置型整備事業とは、初期投資にかかる費用を軽減し、設置後において毎月使用料を納めていただくことで、日常の維持管理（清掃・点検等）のわずらわしさを取り払い、市が一括管理することで確実に水環境がきれいに保たれます。

アンケート自由記入欄には、市町村設置型整備事業「月額使用料が高すぎる。」というご意見を多数寄せられました。ここで示す浄化槽月額使用料（試算内訳参照）には、浄化槽法で義務付けられた「保守点検」「清掃」「法定検査」などの維持管理費用を含めて試算しております。月額使用料については、改めて試算方法等（使用人員によって料金体系を変えるなど）を見直す必要があると考えます。

保守点検 機器の点検・調整や消毒薬の補充等を行う。（法第8条）

清 掃 浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行う。（法第9条）

法定検査 保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分に果たしているか検査を行う。（法第11条）

【浄化槽月額使用料（5人槽）；試算内訳】

- ・保守点検 1,250 円
- ・清掃費 1,666 円
- ・法定検査 416 円
- ・消耗品費 547 円（ブローア故障による取替など）
- ・償還費 721 円（浄化槽使用料）
- 合計 4,600 円

【自由記入欄にお書きいただいた意見・質問内容を掲載】

*今回、掲載しましたご意見等は、原文に手を加えていますことをご了承願います。

集合処理賛成意見

- ・下水道整備が必要と考えます。
- ・個人で設置不可能な家、住宅密集地、集合住宅では集合合併処理浄化槽を数軒に共用させ市が管理する。設置可能な家は補助金にて助成し、維持管理を市が行うべき。
- ・下水道整備優先。合併浄化槽について良い事だが、費用と工事費が大変だと思う。
- ・下水道の早期実現を希望します。現在、生活用水が灌漑水路へと流れており、水路等の老朽化もあって農作物にも影響が出ていますし、見た目も良いものではありません。

- ・ 個人負担がかからないよう個別処理よりも集合処理でお願いしたい。

現行の補助制度が知りたい

- ・ もう少し市民への説明を多くしてもらい、市からの補助も参考に考えたい。
- ・ 合併浄化槽にすれば水環境の向上につながることは理解できるが費用面で消極的になる。浄化槽設置補助制度があれば教えてほしい。
- ・ 設置費用の詳細があれば良いのですが、工事負担金の内訳が分かりません。例えば、槽ごとの価格、補助金額等について。
- ・ 補助を手厚くして、自己負担を少なくしていただきたい。
- ・ 工事期間はどのくらいですか。工事中、生活を妨げる事になり困難と思います。

排水路の整備が先決

- ・ 合併浄化槽を進めるにあたり排水路がない地区もあり、また、道路側溝の排水が不十分の所があるので、排水路の整備が必要である。
- ・ 排水路がないため、生活排水は道路へ流している。できるだけ早く排水路を作ってほしい。
- ・ 地下浸透を廃止してほしい。

市町村設置型の費用面が心配

- ・ 工事費・維持管理費の支払がもう少し安くなれば考える。
- ・ 一部地域や希望者のみ取込むのでは意味がない。全戸が取り組める方法を考えてください。
- ・ 合併浄化槽設置の必要性は分かりますが、分担金と使用料を考えると年金受給者にとっては負担が大きく配慮してほしい。
- ・ 分担金は妥当であるが、使用料を抑える。使用料については算定基準を明示しないと市民の理解を得られないと思う。
- ・ 月額使用料が高い。設置後は値上げも想定され、否応なしに負担増となることは明白であり、脱退も不可能でしょうから、この事業には大反対である。

- ・地域全体を考えると理解できるが、年金生活者にとれば月額 5,000 円（年 60,000 円）はきつい。
- ・高齢者の住宅が多いので負担金の回収が難しいのではないかと。事業として合併処理浄化槽の設置は賛成であるが、月額使用料が負担になる。
- ・個人が設置して、市が補助する方法がベストではないかと。市が設置して払えなくなった人にどう対処するのか。税金・水道料だって同じことですよ。

市町村設置型賛成意見

- ・やはり環境のために推進すべきである。
- ・合併処理浄化槽が下水道と同等の機能を有するのであれば推進してほしい。
- ・できることならきれいな水環境で生活したいと思っています。
- ・市町村設置型の場合、まず排水路の整備が課題となる。試験的に地区を選んで実施してはどうか。
- ・川や海をきれいにするのは当然だと思います。負担はできるだけ少ない方が良いでしょう。
- ・自然環境を守る事は大切だと理解しています。全世帯協力すべきだと思いますが、今まで必要なかった分担金・使用料の負担は大きいと思います。市民の負担を軽減する配慮もしてほしい。